

一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会会費規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会（以下「くまもとSEC」という。）の会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）の入会金及び会費を定めるものとする。

2 この規則は、総会の議決をもって変更することができる。

(会費)

第2条 会員の会費は次の各号に定める額とし、毎年、最低1口以上の会費を納めなければならない。

(1) 法人会員 一口 12,000円

(2) 個人会員 一口 3,000円を超えるものとし、理事会で入会時に承認するものとする

年度の中途に入会する会員の会費は、9月末日までに入会した場合は全額とし、それ以降に入会した場合の会費は半額とする。また、納入は入会月の末日までに納入のこととする。

(臨時会費)

第3条 当法人の運営に関し、通常の会費では資金が不足するときは、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. この規程は、平成29年11月21日から施行する。